

## 東村山市個人情報保護に関する条例の改正案（概要）に関する意見募集の結果

1、案件名	東村山市個人情報保護に関する条例の改正案（概要）	
2、担当所管	東村山市総務部総務課情報公開係	
3、概要	(1) 意見募集期間	平成27年7月1日（水曜）から平成27年7月21日（火曜）
	(2) 周知方法	東村山市ホームページ、市報ひがしむらやま平成27年7月1日号
	(3) 意見回収箱の設置場所	市役所本庁舎1階情報コーナー 市役所いきいきプラザ1階総合窓口 各公民館（中央公民館を除く） 中央図書館、富士見図書館 各ふれあいセンター 青葉地域センター 市民スポーツセンター サンパルネ内地域サービス窓口（ワンズタワー2階）
4、ご意見をお寄せいただいた人数	1名（FAXによる提出）	
5、お寄せいただいた意見の数	2件	
6、お寄せいただいた意見の内容と市の考え方	次ページのとおり	

No.	ご意見	市の考え方
1	<p>私はマイナンバー制そのものに反対です。その理由は情報漏れのリスクが極度に高まると思うからです。</p> <p>したがって、この制度を実施するにあたって、今回出されている条例案では、情報漏れに対する行政職員の倫理規制が十分でないと痛感します。個人情報の故意の漏洩に対する罰則規定である28条（1～4項）は余りにも軽すぎると思います。現行案の10倍程度の罰則を課すべきと思います。</p>	<p>市が条例で課すことのできる罰則には、地方自治法第14条第3項の規定により制限があります。「東村山市個人情報保護に関する条例」第28条から第28条の4で課している罰則は、市職員等が個人情報の不正な取扱いをしたときは最高で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するという内容であり、地方自治法第14条第3項の規定に照らして適切な内容であると考えます。</p> <p>なお、特定個人情報の取扱いについては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称：番号法、マイナンバー法）第67条から第77条によりさらに重い罰則が課されています。市職員等が特定個人情報の不正な取扱いをしたときは最高で4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこれらを併せて課するという内容で、個人番号の悪用を防止するべく、通常の個人情報よりも厳しい刑罰となっています。</p> <p>法律（番号法）に定められた罰則は、市の条例に盛り込まなくとも直接、市職員等に適用されます。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>●地方自治法第14条第3項</p> <p>3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その条例の中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料をを課する旨の規定を設けることができる。</p>

2	<p>(※上記1に引き続きのご意見)</p> <p>担当職員(A)の故意の情報漏れなどは、担当職員のみならず職場の長(B)及び市長(C)の連帯責任が免れない筈であるが、それについては条例案には一切触れられていないので、A・B・Cの連帯責任及び過失が生じた場合のB・Cそれぞれの責任の取り方(例えば辞職、減給など)も当初から定めておく必要があると考えます。</p>	<p>職員の懲戒処分については、「地方公務員法」及び「東村山市職員の懲戒に関する条例」に基づき実施し、「東村山市職員の懲戒処分の措置に関する要領」により標準的な量定の基準を定めています。管理監督者の監督責任に関しては以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合・・・減給又は戒告</li> <li>・ 部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合・・・停職又は減給</li> </ul> <p>職員に非違行為があったときのみならず、市長の責任の取り方については、条例等に定めるものではなく市長自らが判断するものです。</p>
---	---	---

※お寄せいただいた意見は、原文のまま掲載しています。